

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和八年四月十日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和八年三月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

八房建設株式会社

橿原市久米町六九七番地の三

代表取締役 山辺元康

奈良県知事許可（般一三）第一八〇四七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

2 期間

令和八年四月十四日から同月十六日までの三日間

四 処分の原因となった事実

八房建設株式会社の代表取締役である山辺元康は、同社の業務に関し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の適用除外となる事由がないにもかかわらず、令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの間、奈良県内の工事現場等において、労働者に、一週間について四十時間を超えて労働させ、及び一週間の各日について、休憩時間を除き一日について八時間を超えて労働させたことに関し、労働基準法第三十二条第一項及び第二項の違反により、令和八年二月二十六日に葛城簡易裁判所から罰金の判決を受け、その刑が確定しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当します。